

新型コロナウイルス感染症への措置に関する Q&A

(以下、「コロナ」という。)

☆不明点は、大津市健康推進課（077-528-2748）へお問い合わせください☆

以下のQ&Aは「コロナの影響で治療を延期した場合」を前提とします

Q1. 令和2年度中に43歳になります。いつまで助成対象になりますか。

A. 妻の年齢が44歳に達した日の属する月まで助成対象となります。証明書等の提出は不要です。

Q2. 令和2年3月30日に43歳になりました。助成対象になりますか。

A. なりません。今回の措置の対象は、令和2年3月31日時点で42歳の方に限ります。

Q3. コロナによる治療延期期間は「連続する24か月間」の助成期間に含まれますか

A. 延期期間を助成期間から除外することができます。その場合は、主治医による治療延期の証明書の作成が必要です。様式はホームページからダウンロードの上、印刷して医師に作成を依頼してください。また、様式は健康推進課にご連絡いただければ郵送も可能です。

Q4. Q3で自分の現在の通算助成期間が何か月なのか分かりません。

A. ご自身の通算助成期間を確認されたい場合は健康推進課までご連絡ください。

Q5. Q3の延期期間はいつまで認められますか

A. 令和2年4月1日から同年12月31日までの9か月間を限度として認めます。その場合の各月は、ひと月すべてで治療を行っていない必要があります。

例：4月1日から6月20日まで延期した場合

⇒6月21日以降に1回でも治療を行っていれば、「ひと月すべてで治療を行っていない」ことにはならず、6月は延期したことにはならないため、延期として認められるのは4、5月の2か月間

Q6. Q3の措置は自分自身の判断で不妊治療を延期した場合も対象となりますか

A. 助成期間の要件については、適用に医師の証明書が必要ですので、ご自身の判断で延期された場合は措置の対象とすることが難しくなります。

Q7. 令和元年に受けた治療の申請ができなかったのですが、何か措置はありますか

A. ありません。